Ｃ　①有限会社昭和観光　②第３種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第３－223号　④有限会社昭和観光　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡115番地５　熊井戸俊雄　⑤本社営業所　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡115番地５　⑥昭和60年10月15日　⑨平成27年６月12日　⑩300万円　⑪群馬県知事　⑫群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡115番地５　有限会社昭和観光　代表取締役　熊井戸俊雄

Ｂ　①有限会社埼玉ツーリスト　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－795号　④有限会社埼玉ツーリスト　埼玉県狭山市東三ツ木88－２　代表取締役　今野直樹　⑤本社営業所　埼玉県狭山市東三ツ木88－２　⑥平成９年11月20日　⑧平成27年９月17日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県狭山市東三ツ木88－２　有限会社埼玉ツーリスト　代表取締役　今野直樹

Ｂ　①一般社団法人日中文化経済振興会（日中文化旅行社）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6568号　④一般社団法人日中文化経済振興会　東京都新宿区大久保１－15－９　代表理事　山本高至　⑤新宿営業所　東京都新宿区大久保１－15－９グローリア初穂新宿Ⅲ213号　⑥平成24年８月30日　⑧平成27年９月30日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区大久保１－15－９　一般社団法人日中文化経済振興会　代表理事　山本高至

Ｂ　①ＡＴＳ徳島航空サービス株式会社　②第３種旅行業　③徳島県知事登録旅行業第３－105号　④ＡＴＳ徳島航空サービス株式会社　徳島県板野郡松茂町豊久字朝日野16番地２　代表取締役社長　古川　省吾　⑤本社営業所　徳島県板野郡松茂町豊久字朝日野16番地２　⑥平成６年10月20日　⑧平成27年８月31日　⑩300万円　⑪徳島県知事　⑫徳島県徳島市中徳島町２丁目５番地２　ＡＴＳ徳島航空サービス株式会社　代表清算人　古川省吾

Ｂ　①株式会社ＪＤＨダイワ　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－802号　④株式会社ＪＤＨダイワ　沖縄県那覇市松山２－16－１キングスアレイ松山603　代表取締役　新川朋美　⑤福岡営業所　福岡県北九州市八幡西区西王子町７番10号　⑥平成27年２月26日　⑧平成27年９月４日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫沖縄県那覇市松山２－16－１キングスアレイ松山603　株式会社ＪＤＨダイワ　代表取締役　新川朋美

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 27 年 10 月 21 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①山形つばさ観光有限会社　②第２種旅行業　③山形県知事登録旅行業第２－240号　④山形つばさ観光有限会社　寒河江市幸田町７番地の12　代表取締役　佐藤正明　⑤本社営業所　寒河江市幸田町７番地の12　⑥平成16年２月25日　⑦平成27年９月17日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社ＢＡＳＥ　Ａ（ＢＡＳＥ　Ａ　トラベル）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6308号　④株式会社ＢＡＳＥ　Ａ　東京都江東区豊洲四丁目10番18号　代表取締役　宮内雅敬　⑤本社営業所　東京都目黒区中根１－３－９森戸ビル402　⑥平成22年４月15日　⑦平成27年４月15日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社まるせんクレジット　②第２種旅行業　③北海道知事登録旅行業第２－321号　④株式会社まるせんクレジット　根室市緑町二丁目28番地　代表取締役　吉田広　⑤本社営業所　根室市緑町二丁目28番地　⑥平成６年９月21日　⑦平成27年９月25日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①富士観光バス株式会社　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３－477号　④富士観光バス株式会社　栃木市野中町464番地１　代表取締役　神山一也　⑤本社営業所　栃木市野中町464番地１　⑥平成６年９月12日　⑦平成27年９月18日　⑧60万円　⑨300万円

以上４件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 27 年 10 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社小松製作所　②東京都知事⑿21429　③代表取締役　大橋徹二　④東京都港区赤坂二丁目３番６号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂二丁目３番６号　株式会社小松製作所　代表取締役　大橋徹二

①株式会社西武プロパティーズ　②国土交通大臣⑶6999　③代表取締役　安藤博雄　④東京都豊島区南池袋一丁目16番15号　廃止した従たる事務所　新潟県南魚沼郡湯沢町三国ウシ池10－１　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都豊島区南池袋一丁目16番15号　株式会社西武プロパティーズ　代表取締役　安藤博雄